

兼業化と農業生産

渡辺兵力

一、はしがき
二、兼業化の動向
三、兼業化と農家経営
四、兼業化と農業

一、はしがき

一 農林白書はその総論の「今後の農業発展の基本課題をしめす諸現象」というところで、農家所得の低さ、食糧供給力の低さ、国際競争力の弱さ、兼業化の進行、農業就業構造の劣弱化の五点を指摘して、これ等は、「いわゆる日本農業の当面し、解決をせまられていく問題」であるといい、これは日本農業の相対的な「生産性の低さと停滞性」とがもたらした、「いわば日本農業の五つの赤信号」であると述べている。指摘された五点のうち、前二者は日本農業の伝統的性格ともいべきものであるが、後二者は比較的最近になつてとくに顕著にあらわれてきた現象とみなされている。小論では、白書が指摘した「兼業化の進行」という現象に関連する問題について若干の検討を試みようとしている。

白書は、「農家兼業化傾向の進行は、農業生産構造を劣弱にして、農業の生産性の向上を困難にするのみならず、國民經濟的にみた資源や労働力の適正な配分という見地からも憂慮すべき問題であるといわねばならない」、また

兼業化によつて農業の「就業者構成の一般的な劣弱化傾向が指摘される」と述べている⁽¹⁾。しかし、果して兼業化の進行が常に農業生産の伸展を直接阻害するところの条件形成になると考へてよいかどうか、ここに若干の疑問がもたれる。小論の問題提起の一つはこの点にある。

兼業化問題を扱うといつても、統計的資料或は調査資料によつて詳細にこの現象を分析しようといふのではない。今日のところ農家兼業の実態を全国的規模で検討しようとしても十分な資料的材料を得られないのが実情であろう。問題の重要さが指摘されているにも拘わらず、今日この問題の実態を知るのに役立つ諸材料に不足するのは残念なことである。このような既存資料の不足は、兼業問題の一般的な扱い方にまだいくつかの解明されるべき点が残されてゐることがその一要因ではないかと思う。そのような考え方から、具体的な資料分析の前の段階に介在する二、三の問題点を併せて扱つていこうといふのが、小論のいま一つの課題である。

二 農家兼業問題を扱う場合どうしても「兼業」の概念を明らかにしておく必要があろう。けれどもこの点の詳細な検討は省略する⁽²⁾。ただ、以下の論を進めるために、ここで問題にする「兼業」並びに「兼業農家」を次のように考へることにする。すなわち、農家の在住生産人口（働きうる家族員）が、生産の本居を農家に置いたまま何等かの労働所得をもたらす自営農業以外の業務に就労する場合、それを農外「兼業」と見做し、そのような農外兼業就労者のいる農家を「兼業農家」という。すなわち農家所在労働力の就業形態を基本指標とし、所得形態を条件とした「兼業」の規定の仕方をここではとることにする。⁽³⁾以上のように「兼業」を規定するならば兼業化現象及びその農業生産との一般的関係を次のようにいふことができよう。

(1) 兼業化とは、ある産業（農業）に従事している、或は就業しうる労働力が、他の産業に移動的に就業する現

象の一形態である。したがつて兼業化が進行すれば、その産業のそれまでの就業人口の減少或は就業者の交替と
いう現象が随伴する。

(2) であるから、兼業化があきるとその産業の就業構成に必ず短期的な変化を生じよう。そのことがその産業の
生産性にどのような影響を与えるか。
⁽⁴⁾

以上が、小論の前提的問題意識である。

註(1) 農林省刊、昭和三十二年度『農林白書』一六一~二二頁参照。(傍点引用者)

(2) 農家兼業並びに兼業農家の概念を一般的に規定するのは伸々困難である。しかし、これをある程度はつきりさせてお
かねばこの問題の理解には不都合であろう。とくに統計・調査を行う場合、兼業農家の概念とその分類基準とが一般的
に確立される必要が痛感される。その問題については加用信文稿「農家兼業の概念」(『本誌』第九卷第三号)を参照。

(3) この規定は從来の農林統計並びにセンサスにおける「兼業農家」の規定の思想とほぼ同じである。けれども厳密に考
えると、この規定でもいくつかの困難が指摘される。とくに統計的調査を実施しようとするとき、(1)自営農業の範囲の
認定、(2)兼業者の農居居住の認定、(3)兼業所得範囲の限定等々について種々問題が残る。調査に当たりその判断基準を何
等かの量的なかたちで限定しない限り、我が国の農家の大半は「兼業農家」になってしまい、専・兼業を区別すること
自体が無意味になつてしまふであろう。

(4) 農家兼業の問題を一般雇用問題の中で捉え、いわゆる農業部門における過剰就業或は農村の潜在失業問題として問題
化することも極めて重要な問題領域であるが、本稿ではこの側面には觸れない。

〔追記〕 報告者は数年前に本稿とほぼ同じような問題意識をもつた研究を『本誌』第八卷第三号及び第九卷第一号に発表した。
当時と基本的考え方には殆ど変りがない。ただ本稿の研究対象とした期間が前稿の分析の止つたところに続き、また前稿では
(第八卷第三号「農家の兼業化」)各所で予測的推論を行つているが、本稿は其後の兼業化が予測通りに展開したかを検証する

ことにもなる。前稿で述べた論点は努めて重複を避けたため、本稿だけでは論旨の展開が不十分なところがある。その意味で前稿の併説を望みたい。

二、兼業化の動向

一 現象としての兼業化は二つの側面をもつてゐる。その一つは、いわゆる「兼業農家」そのものの増加現象であり、その二は、「兼業者」数の増加である。通常この二つの現象は併発する場合が多いといえようが、常に比例的に動くとは限らない。兼業農家戸数が増えなくても兼業者数が増加することもあるし、また兼業者数の増加率以上に兼業農家戸数が増すこともあり得る。そして、両者の増加現象のもたらす意味、すなわち兼業化と他の事象との関係は両者の何れが増加したかによつて異なる場合があると考えるべきで、その意味からしても両現象を一応分けて取扱う方が妥当しよう。また兼業に関する統計資料も両者を分け、更に両者の相互関連が判るようなかたちになつてゐることが望ましい。しかし、我々が手にしうる既存の統計資料はこの点についてに極めて不備である。兼業農家については比較的統一したかたちの資料があるが、兼業者の方は甚だ断片的で不一統ものしかない。兼業問題の正しい理解、またその合理的対策の樹立には、どうしても兼業の実態についての基本的な統計資料の整備から出発しなければならないであろう。

二 兼業農家の増加、一般に、「兼業化の進行」とは兼業農家戸数の最近における急速な増加現象として捉えられている。

いうまでもなく、戦前段階でも農家戸数の半数近くが兼業農家であつた。しかし戦前は長い間、わが国の農家戸

数が固定的であつたのと同様に兼業農家戸数もそれほど著しい増減はしていなかつた。しかし、第1表でも判るように、戦争前半の段階（昭和一三～一八年）に入つて農家戸数も兼業農家も漸増をはじめ、戦争直後（昭和二二年）に一時兼業農家の減少がみられたが、戦後段階とくにここ数年来（昭和二五～三〇年）兼業農家がかなり顕著に増加してきた。戦争前半の五カ年間（昭和一三～一八年）には兼業農家が約四八万戸増加し、反対に専業農家が三三二万戸減少して、兼業農家の比率も六五%という高率に達した（昭和一八年）。動き方の方向はこの時期と最近のそれとは類似しているが、動き方は最近の五カ年間の方がはるかに激しい。すなわち、兼業農家が約八五万戸も増し、専業農家は九八万戸の激減である。最近はたしかに兼業農家戸数の絶対的急増という現象が認められよう。絶対数において専業農家の減少が兼業農家の增加以上である点、また以前は第二種兼業農家の相対的減少を伴つて兼業化現象があらわれたのが、最近では反対に第二種兼業農家が相対的に増えながら、兼業化が急速に進んでいる。

かくして、兼業農家戸数の絶対的増加現象を指標とした場合の「兼業化の進行」という事実は明らかに認められる。けれども、この事実を認めただけでは兼業化現象のもつてゐる意味に答えることにはならない。当然、以下に列記するような諸点に関する事情が究明されねばならないであろう。

第1表 兼業農家戸数の推移

年次	農戸 家数	専農 業家	兼農 業家	業率 比	第1種業 兼	第2種業 兼	第2種業 比
昭13	5,400	2,484	2,956	55%	100	100	44%
18	104	73	123	65	136	105	38
22	108	132	89	45	102	73	36
26	110	119	106	51	109	102	42
28	113	101	123	59	135	107	39
30	111	85	138	65	135	127	42

昭和18～30年の戸数欄は何れも、昭和13年の戸数を100とした増減指数。資料：各年農林統計表。

- (1) 兼業化の農家階層間の差
- (2) 兼業化進行の地域差
- (3) 増加した兼業農家の種類
- (4) 兼業化進行の限界

けれども、これ等についての最近の事情とくにその動態的事情を明らかにできる全国的規模の資料は極めて乏しい。戦前からの常識的理解では、耕作規模の小さい農家階層に兼業農家が集中していると考えられていた。このことは現在でも変りがない。ただ最近の兼業化は必ずしも零細耕作規模階層からだけ創出されたものとはいえないであろう。後述するように、兼業者うち賃労働者的兼業者の増加が著しく、その中でも「人夫・日雇」的兼業者がとくに増えてきている。そしてこの種の兼業者は主に第一種兼業農家層に多いこと。また、ここ数年は零細耕作層が漸減していわゆる中農標準化的傾向がみられてきたこと等から考へても、地域によつては中・大耕作規模層からも兼業化がかなり進展してきているといえよう。

兼業化現象はその性格からしても地域的に一律にあらわれないと考へてよい。すなわち兼業化が急速に進んだところと反対にあまり進まないところとがある。どのような条件の場合に兼業化の速度に差が生ずるかは、その土地の農業条件とそれまでの兼業化段階によるであろう。現象としてこの点を全国的に捉えることはむつかしいが、府県単位の兼業農家戸数の動向によつて概観すれば次の通りである。昭和二六年と三〇年との全国の兼業農家比率の平均的な開きは一四%である。この平均的な兼業農家比率の增加值よりも多い府県が一一県あり、そのうちの一三県までが関西地方に集中している。其他は東北・北陸・東山・東海地方に散見される。関東・九州地方の諸県及

び東北・東海地方の大半は皆平均以下、すなわち兼業農家増加速度があそい。どの地方も兼業農家の方が專業農家よりも多いが、兼業農家比率が七〇%を越えるという高率な県も大体北陸・東山と関西地方に集中している。兼業農家を一括して捉えてその進展の地域差をみると以上のようないかだらぬ差異があるが、更に兼業農家の中でもどのような兼業農家の増加が顕著かという点に立ち入つて観察すると各地域における兼業化進展段階の差異のあることが判り、「兼業化の進行」のもつ意義のちがいがある程度認められる。例えば、兼業農家の最近における増加速度の著しい秋田、岐阜の両県は（何れも一八%）第一種兼業農家の激増（増加率五四%）を伴つてゐるが、農家戸数は殆んど変化がない。しかし、関西の諸県（京都・大阪・奈良・高知—平均二〇%—等）の兼業化の早いところでは農家戸数の減少を伴い乍ら第二種兼業農家の相対的増加（増加率四〇%）がみられる。この二つの兼業化内容の地域的相異は両地方の兼業化進展段階がちがつてゐることを物語るであろう。後者の諸県は兼業化が急速に行われつつ農家戸数の減少現象を伴つてゐる点を考えると、この地方の兼業化がいわゆる脱農化＝農家の非農家化現象を伴つてゐる段階にあるものと考えられる。それに対し前者はややちがつた段階、すなわち地方に非農業部門雇用機会が増大してきて兼業化が急途に進展したといつたかたちであろう。また、兼業化速度のおそい九州、関東にみられる諸県でも茨城・栃木・宮崎・熊本等と神奈川（何れも一〇%以下）とでは、その条件と発展段階が全く対照的と考えられよう。⁽¹⁾

第三の問題、すなわち増加した兼業農家の種類はどうであるか。この点は昭和三〇年の臨時農業基本調査結果によつてやや全国的概況が明らかになつた。昭和三〇年的情况では、約三九四万戸の兼業農家のうち、自営副業農家が一五八万戸（四〇%）、賃労働的兼業農家がそれとほぼ同数、残りの二〇%が職員勤務兼業農家である。戸数では昭和二五・六年との比較ができないので、戰前（昭和一六年）と戰後（昭和二二年）における戸数単位の統計資料

との比較を第2表にかけよう。昭和二二一年から三〇年までの八カ年間に兼業農家は約一三〇万戸に増加した。その中で自営副業が五〇万戸、職員勤務が三四万户、賃労働が四六万戸増加している。増加数は自営副業的兼業農家が多いが、その増加率は職員勤務兼業農家が最も多い。農家兼業者数についての資料(後出第3表)によると最近は賃労働者的兼業者の増加が顕著であることから、この八カ年の前半は自営副業的兼業が、後半は賃労働者的兼業が相対的に急増し、職員勤務的兼業は戦後一方的に高い増加率で増えてきたのではないかと推察される。

こうした兼業化的進行が今後何時まで、またどの程度まで続くかは、軽々しく予測できないが、極く大まかな見透しを述べるならば、

(1) 戦後から最近までつづいたような兼業農家の高い増加率(年平均六%強)は今後は低下するであろう。農業と非農業との間の、更に具体的には農業所得と兼業所得との間に所得水準の開きがあつて、その開きが今後一層大きくなるものとすれば、兼業化を進行させていく基本条件の一つが存続するわけでその限りでは兼業化が尙進むといふが、必ずしも両者の所得水準格差の動きに併行して今後の兼業化は進行しないであろう。おそらく昭和三〇年頃(兼業化比率六五%)を頂点として増加率は次第に低下していくこと。

(2) 兼業化が如何に進んでも全農家が兼業農家になつてしまふことは考えら

第2表 兼業種類別農家戸数の推移

項目 区分 年次 (昭和) 別	兼業農家戸数(千戸)				昭和16年戸数=100 とした指標			兼業農家中 の比率(%)	
	13年	16年	22年	30年	13年	22年	30年	22年	30年
	兼業農家	2,955	3,194	2,634	3,938	93	82	132	100
自営副業	1,671	1,430	1,077	1,577	117	75	110	40.1	40.0
兼業(イ)	1,284	262	455	798	73	173	303	17.3	20.3
兼業(ロ)	1,562	1,102	1,562		78	104	41.8	39.7	

兼業(イ)とは職員勤務、(ロ)は賃労働者を指す。

れない。兼業農家比率が何割程度で止まるかは判断し難い。一括して兼業農家といつてもその内容は多岐にわたり、その農家としての性格も多様である。農業の側からみればいわゆる「専業農家」とほとんどちがいのないような兼業農家も少くない。したがつて、単に「兼業農家」が何割という扱い方はそれほど重要な意味をもたないが、従来の統計的、慣用概念で捉えられた「兼業農家」が一〇年後には八割を占める程度までになるのではない。現状においても、農家経済調査の結果によると、一戸当農業所得額が調査農家一戸当農家所得額を越えるような農家は全体の一割近くに過ぎない。しかもそのような農家でも「兼業者」が家族労働力の三〇%、「兼業所得」が農家所得の一六%近くを占めている。そして、このような農家の耕作規模は一・二一・五町歩以上である。一方農家の耕作規模階層分布をみると一・五町歩以上は一一・五%（昭和二五年）であつて、一・二一・三町歩以上としても二〇%前後であろう。すなわち、自営農業の経済規模が平均的農家経済規模以上のような条件の農家においてもかなりの兼業化が行われているのが現状であつて、今後も耕作規模の大きい農家へ兼業化がある程度進展していく。⁽²⁾

三 兼業者増加。「家」を単位とした兼業農家戸数の最近における絶対的増加については直接統計的に確認でききるけれども、「人」を対象とした「兼業者」数の動きは、資料の不足から、直接つかみがたい。若干の断片的資料から推計すると次のようになろう。

- (1) 昭和二五年のセンサス調査結果によると、当時の農業外兼業従事者数は約四八〇万人といわれている。同年の兼業農家戸数は約三〇九万戸であつたから、兼業農家一戸当平均兼業従事者数は一・五五人になる。
- (2) 次に、昭和二八年の農林統計は「兼業従事者」約五五五万人、兼業農家三六三万戸と報告している。やは

り一戸当一・五人強に當る。この三カ年の増加は兼業者五四万人で、この增加分だけについてみれば一戸当一・四人弱に當る。

(3) 更に、昭和三〇年の兼業農家戸数は約三九四万戸であつて、昭和二五年より約八五万戸増加した。若し、この間の増え方も昭和二五と二八年の三カ年と同様であつたとすれば、増加兼業者は増加兼業農家一戸当一・四人の割で計出でき、五カ年間に大約一二〇万人の兼業者が増加した勘定なる。

(4) 以上のような推計から、昭和三〇年には少くとも六〇〇万人位の「兼業者」がいたものと推定される。最近五カ年の兼業農家の増え方は前半よりも後半になつてややにぶついているようだが、兼業者の増加もそれと併行しているかどうか判らない。けれども兼業農家の戸数増加よりも兼業者数の増え方が最近はやや速いのではないか。すなわち、既兼業農家の家族労働力の中からも新しい兼業者がある程度増えているであろう。そこで兼業者の実数は六〇〇万人という推計値よりも多いように思える。

以上、「兼業者」を一括して六〇〇万人として扱つたが、やはりその内容について検討する必要があろう。

第一は、増加した兼業者はどのような種類の兼業に從事しているのか、という問題である。しかし、この点も統計的に明らかではない。ただ、賃労働者的兼業者数についてだけ昭和二五と三〇年との資料が得られるので、これを手がかりにして推察してみよう。第3表に示したように、前述の推計値をもとにして計出してみると、昭和二五と三〇年の五カ年間に、兼業者総数の増加が約一二〇万人、そのうち賃労働者の増加が約七〇万人であつて、増加分の五八%を占めている。昭和二五年には賃労働者的兼業者の占める割合が三八%であつたのが、昭和三〇年には四二%に相対的増加を示している。そして、賃労働者的兼業者の中では人夫・日雇的兼業者の増加がとくに顕著で

ある。ただ、昭和二五～二八年の間では第一種兼業農家、二八～三〇年の間では第二種兼業農家が激増している（前掲第1表）。事実から考えて、おそらく五カ年間の前半には人夫・日雇的兼業者が、後半には恒常的被傭兼業者がとくに増加したのではないかと推測される。

残る五〇万人のうち、いわゆる自営副業と職員勤務的兼業との何れの兼業者がより多く増加したかは全く数量的につかみ得ない。戸数単位の統計における比較で、戦争直後兼業農家が戦前（昭和一六年）よりも減少したとき（昭和二二年）でも、いわゆる職員勤務的兼業農家戸数は増加しているので、其後もこの種の兼業農家の増加はつづいてきたものと考えられる。第2表で示したように自営副業的兼業農家の方が増加戸数は多いが、その増加率は職員勤務的兼業農家の方がはるかに高いので、最近は職員勤務兼業者の増加の方が自営副業兼業者より多いのではないか。

第二は、農家の兼業者の中には、自家農業の生産に殆んど参加しない者、すなわち農業就業人口から離れてしまつてゐる兼業者（農外専業者）と、自家農業に参加し他方で農外兼業にも従事しているという文字通りの兼業者（純兼業者）とが区別され、この何れがより多く増加したかという問題である。両者は農家に在住しているという限りの意味で農家（労働）人口であるけれども、産業労働人口としては性格のちがつたものと考えねばならない。すなわち前者は「非農民層」に属し、後者は依然として「農民層」に止まつてゐる。し

第3表 賃労働者的兼業者数の増加

年次 項目	25年		30年		25→30年	
	実数	%	実数	%	増加数	増加率
1 兼業者総数	万人 480	100	万人 600	100	万人 120	125
2 賃労働者的兼業	181	38	251	42	70	139
恒常的被傭者	92	19	117	20	25	127
3 人夫・日雇	75	16	115	19	40	152
季節出稼	14	3	19	3	5	132

たがつて、単に兼業者数が増加したということだけでなく、二つの何れの型の兼業者がどの位増加したかを明らかにすることが、兼業化と農業との関連をみていく場合にはとくに必要であろう。しかしこの点は一層明らかでない。極く大雑把な推計を試みると、

- (1) 二五年センサス結果では「自家農業に従事しない兼業者」数は全体の三一%、約一五四万人となつてゐる。
- (2) 他方、同年の農家経済調査結果によると、調査対象農家の家族員中、「兼業を主とする者」の人員がでている。これを全農家戸数の規模に換算し、また同様の項目の数値を昭和三〇年の調査結果からも計出して、二五～三〇年の増加率を出してみると三五%になる。
- (3) この増加率を、昭和二五年センサス結果の一五四万人にかけて、一〇四万人を昭和三〇年の農外專業的兼業者数と推定する。⁽³⁾ したがつて、昭和二五～三〇年の間の農外專業的兼業者の増加数は五〇万人となる。
- (4) 以上の推計を基礎にすると、純兼業者の方の五カ年間の増加率は二五%（増加数八〇万人）となり、最近の増加速度は農外專業的兼業者の方が多いと推察される。このことは、最近において恒常的被傭兼業者及び職員勤務的兼業者が相対的に急増している傾向と合致するし、又各地の調査事例でも同様の傾向が認められている。⁽⁴⁾

四 兼業化現象の問題領域

以上概観してきた通り、最近数年間に六百万戸の農家の約六五%以上が「兼業農家」であつて、農家在住の生産人口（一四才以上）約二、二〇〇万人のうち少くとも一七%が「兼業者」である。しかもこれ等の現象は尙増加の傾向をつづけてゐる。この動きは日本の農業にとつて極めて重要な問題を提供するであろうといわざるを得ない。

兼業化現象の経済的意味を問う場合、問題を私経済的立場で扱うか、公経済的立場で扱うかによつて区別する必

要があろう。前者であれば、個々の農家における兼業化現象を私経済的利益を最終的価値判断基準として考えていくであろう。後者の場合は、個々の農家の兼業化が集積して現象する一般的・社会的規模での兼業化を対象として、その産業としての農業或は国民経済全般に対する諸影響を課題とし、その価値基準は農業全般の生産性の発展に立つてなされよう。したがつて、兼業化の意義、その作用、或はそれに対する対策等は、両者何れの立場から問題を扱つてゐるかで当然異つてこよう。

更に、兼業化現象の経済に及ぼす諸作用を問題にする場合、その作用的時間をどう考へるかということをはつきりさせねばなるまい。この点は価値判断に際しても同様であろう。いわゆる短期的問題と長期的問題とを区別して扱う必要がある。日本農業の兼業化現象自体も、これを長期的にみた場合、少くとも今次戦争までは農家兼業の現象は量的にいつて固定的であつた。いい換れば兼業農家が半ばを占めている状態が日本農業における常態であると考えられていたし、また事実そうであつたといえよう。ところが戦争経済とその後の日本経済の大きい攪乱・変貌に出会い、兼業化現象もまた大巾に動いた。その変動が兼業化問題を注目させたことになる。この変動が短期的なものか、長期的なものか、今日のところ的確な判断を下し得ない。兼業農家比率が六五・七〇%のところで落着くか、或は報告者の主張のように、八〇%近くまで今後進展するか、この点に関する理論的、実証的研究が、兼業化の動向についての残された大きい課題であろう。

註(1) 「兼業化の地域性」に関する調査事例として拙稿「神奈川県における農家兼業の問題」神奈川県企画室刊（昭和三一年三月）の第五章を参照。

(2) 今後の兼業化進展の程度を予測するには当然農家兼業化の経済的要因を明らかにしておかねばならない。けれども農業と兼業との労働所得水準の格差だけが兼業化の主要な要因であると簡単に割切つて理解してはならないであろう。各農家

の農業所得規模の相対的過小、すなわち各農家の家計並びに経営支出要求に対して農業所得額が相対的に低下するような要因が働けば、兼業化は進む。ここに耕作規模の今後の動向の問題と日本農業の集約化限界が重要な意味をもつてくる。

(3) 昭和三〇年の恒常的賃労働兼業者数一一七万人に、同年の職員勤務兼業農家数約八〇万を加えると一九七万で、約二〇〇万になる。職員勤務兼業者数は八〇万より多いであろうから、この面からも恒常的被傭兼業者数概数は二〇〇万以上と推計できる。

(4) 「兼業者」数の増減については、新しく増加した兼業者が、農家所在労働人口のどの層（性別・年令別・続柄別）から創出されたかという点、更にその農家の農業經營労働力としてどのような位置を占めている者が兼業化したかという点についても、是非吟味しなければならないが、これ等は何れも全国的規模で概観することのできる資料がないので省略した。尙、この点に関連した問題として並木正吉稿「兼業農家の戦後的新特徴」〔農林統計調査〕一九五七年一二月号）を参照。

三、兼業化と農家経済

— ここで問題は兼業化現象の私経済的立場からみた問題点、すなわち農家経済にとつて兼業化が如何なる意味をもつてゐるかという問題である。結論を先に述べれば、原則として兼業化は個々の農家経済にとつて私経済的には合理的に作用しつつある現象であると考える。いい換えると、兼業は農家経済の所得水準或は所得額の向上に對して一般的に役立つてゐる、であるから合理的と理解する。

農家の兼業化現象を、農家所在の家族労働力が、本来ならば自営する農業經營の労働力として投用さるべきところ、農業所得水準よりも兼業所得水準の方が高いために、自営農業以外のより高い所得水準を実現できる農外兼業へ転用していく現象と理解するならば、兼業化することによつてその農家の農家所得は向上するであろう。それは、果して現状において農業と兼業との所得水準はどのような関係にあらうか。勿論この問題は個々について考え

ると一概にいえない。農業所得水準の方が高い場合もあるし、その反対の場合もある。現に多数の専業農家が存在している事実が、農業所得が兼業所得より高い場合のあることを物語つていよう。けれども、平均的に見るならば、我々の常識的認識は兼業所得水準の方が農業所得水準よりもかなり高いと承知している。両者の間に相当程度の開きがあるために兼業化現象がおこると考えてよいであろう（商業化的直接的経済要因）。この事実、とくに最近における両者の格差の動きを示す一つの参考資料として第4表をあげよう。この表

第4表 農家の労働時間と労働所得水準との推移

項目	年次(昭和)	26年	27年	28年	29年	30年
I. 農家家族 労働時間 の指 数	(1) 農業	100	92	89	86	86
	(2) 兼業	100	77	66	68	64
	(3) 事業	100	74	59	59	58
	(4) 賃労働	100	80	72	74	69
II. 農家家族総労働時間 同上指 数	6,340	5,933	5,767	5,567	5,535	
	100	93	91	88	87	
III. 農外所得水準の農業 所得水準に対する倍数	2.8	3.1	3.9	4.0	3.4	
	(100)	(110)	(139)	(143)	(121)	
IV. 労賃所得の農業現金 所得に対する倍数	5.6	6.5	9.0	6.7	5.9	
	(100)	(116)	(160)	(120)	(105)	
V. 農外事業所得の農業 現金所得に対する倍数	2.1	3.4	3.0	3.0	3.1	
	(100)	(162)	(143)	(143)	(147)	
VI. 労働所得水準 の指 数	(5) 農業	100	115	120	132	159
	(6) 兼業	100	134	182	182	194
	(7) 労賃	100	158	218	200	210

各年の農家経済調査全国平均より計出。昭和26年の労働時間は労働日数より換算。III～V欄の所得水準は各種所得を労働時間で割つたもの。（）は昭和26年=100とした指數。

但し、兼業労働時間の集計値は實際よりは小さくでているので、III欄の倍数はやや過大になっている。また昭和26年の労働時間は原資料が日数ででいるものを時間に換算した。

は農家経済調査の全国平均値について、昭和一六年から二〇年の五カ年間の動きをみたものである。すなわち、調査結果より農業所得、兼業所得、農業現金所得、賃労働的兼業所得、農外自営事業現金所得等の所得水準（時間当たり所得額）を計出して、それ等相互の格差（倍数表示）と格差の年次的動向とを表示した。表中のⅠ欄に示したように農家の家族労働時間は最近漸減してきている。けれども農家所得水準は必ずしも低下していない。各種の所得水準を比較すると、兼業所得水準は農業所得水準の三倍程度、その開きは昭和一九年まで拡大の傾向にある。また兼業中の賃労働的兼業所得水準は農業現金所得水準の五倍以上である。また農外自営事業現金所得水準は一、三倍である。そして、それ等の格差は年によつて若干の増減はあつても概して増大している。

第4表が若し、農業と兼業との平均的所得水準格差の実態を語るものとすれば、両者の間にはかなり大きい開きがある。この所得格差といふ条件は農家兼業化の短期的な主要因をなし、かつまた兼業化することが私経済的に合理的な動きだといつてよからう。

二 農家は兼業化によつて農家所得を少しでも大きくしようとして、またそれが実現している。故に兼業化的私経済的機能とは農家所得の直接或は間接的増大にあるといえよう。けれども兼業化がもたらす增加所得の現実的な役割は一律ではないであろう。いい方を換えれば個々の農家が兼業農家に変る場合或は農家労働力が兼業者になるとまではないであります。この直接の要因に則して兼業化現象をみれば、各種のかたちがあろうと考えられる。この点について、『本誌』第九卷第三号では、兼業農家を兼業化要因を基準として二つの型に分けることを提唱した。その一つは、農家の家計の不足を兼業所得によつて補充しようという要因が働いて兼業化したもので、これを「家計充足的兼業」と呼んだ。その二は、單に農家所得全体の拡大を目指した兼業化であつて、これを「所得増大的兼業」とした。そして農家が

何れの型の兼業化に向うかは、農業条件、農外雇用条件を一定とした地域であれば、専ら各農家の家族構成・家族労働力構成・農地面積、の三条件で決まるとした。経営農地が家族に対して相対的に過小な農家は「家計充足的」兼業化に向い、農地に対して家族労働力の豊富な農家は「所得増大的」兼業化の型になる。

一般的にいえば、家計充足的兼業においては、兼業化が農家経済遂行上の必至的条件であつて、農業所得と兼業所得との水準格差のもつ意義はあまり重要でなく、兼業種類間の所得水準格差と所得獲得の確実さ乃至は安定性といつた条件が重要視されよう。それに対して所得増大的兼業の場合は自営農業と兼業との所得水準格差そのものが問題視され、格差の拡大は兼業化促進に強く働くであろう。また、兼業労働と自営農業労働との競合関係が問題になり、農業の側の条件変動によつて、兼業への就労が影響を受けることが多いであろう。そして最近増加しつつある兼業はこの所得増大的兼業の方ではないかと考える。次に兼業化要因にもとづく兼業農家の二つの型に関連した一、二の調査事例をみていく。

第5表は、農家が専業に止つていてる理由と、兼業化した理由とをアンケート法で調べた結果である。調査した専業農家の七七%は自営農業をやつしていくのに家族労働力が現に不足しているため、兼業化を希望しているが兼業化できないと答えている。残りの一三%は調査表の設問の形式からして、兼業化の意志をもたない農家である。この一事例でもはつきりしないが、現在のいわゆる専業農家の相当数が条件さえととのえば兼業化へ向う主観的ポテンシャルをもつているものと考

第5表 兼業化及び非兼業化の要因別の農家戸数分布(百分比)

専業農家が兼業化しない理由別		兼農業家が兼農化した理由別				
意見なし	家族労力不足	家計不足	経済安定	家族労力過剰	其他	
23	77	27	15	31	27	

本表は報告者が神奈川県周辺の農村で行なつた調査結果による。アンケート法による農家の兼業化動機の調査である。

えられよう。兼業農家についてみると、家計不足を理由に兼業化したものの一七%、農家経済の安定、家族労働力の過剰等を理由とした農家が四六%である。表示はしないが耕作規模の小さい兼業農家に家計充足を理由とするものが多く、耕作規模の大きい層に後二者を理由とする農家が多く分布している。けれども、この調査では耕作規模の大小といわゆる第一種、第二種兼業との間にははつきりした関連性が認め難い。

兼業化要因と実際の兼業所得の役割とを完全に関連させてみることはむずかしいが、第6表は第5表と同じ調査対象について、各農家の兼業所得の主要な使途の分布を、兼業農家の種類別に示したものである。これによると、第一種兼業農家（兼業化の程度の低いもの）では、耕作規模の大小で兼業所得の使い方が極端に異なる。小規模層（A₁）は家計仕向けが圧倒的に多いが大規模層（B₁）は使途が分散していて、自営農業の経費にかなり使つている。第二種兼業でも第一種と同様の傾向は認められるが、耕作規模間のちがいが少い。調査地のような工場地域周辺では、概して第一種兼業に家計充足型が多く、第二種兼業に所得増大型が多い傾向のあることを、この調査結果は物語っているが、他の地域ではこれと逆のこともあり得よう。

一般に兼業が所得面を通じて農家経済の遂行に「正の効果」をもたらすものとすれば、専業農家が一度び兼業農家に移行すると、農業と兼業との間にある程度の所得格差がある限り、とくにそれが次第に拡

第6表 兼業階層別兼業所得の用途分布
(消費額の百分比分布)

階層	項目	兼業所得の用途比率			
		個人	家計	経営	貯金
第一種	A ₁ (10反以下)	7	93	—	—
	B ₁ (10~20反)	31	13	39	17
第二種	A ₂ (10反以下)	18	64	7	11
	B ₂ (10~20反)	29	25	25	21

拙稿「神奈川県における農家兼業の問題」

p. 88, 第12表より。

大していく条件の下では、兼業化の程度をたかめていくのではないかと考えられよう。勿論、現実に全ての場合がそうだとはいえない。一定の兼業化段階（農林統計的概念でいえば第一種兼業農家の段階）に長く止まるものもある。この点の一事例として第7表を示しておこう。この調査事例では一度び兼業化しても、かなり安定的に第一段階に止まる農家が相当数あることを物語つている。第7表(イ)は兼業者を対象として、兼業を継続している期間を調査した結果で約六〇%が五カ年以上兼業をつづけている。調査が完全に行われていないうらみがあるが、一〇年前に既に兼業者であつたもので其後兼業を止めて農業専業にもどつた者が七%、逆に農家を出ていつて完全に脱農した者が二三%であった。また昭和二〇年から一〇年間のうちに兼業者総数は減少したが、兼業農家から専業農家に移つた農家は全くない。けれども、調査対象期間のはじめと終りとでは第一種と第二種との比率は逆になり、第二種兼業農家が相対的に多くなつてゐる。また、第一種より第二種へ移つた農家は第一種兼業農家戸数の一・一・五%に当り、兼業農家が離農した戸数（第一種からの離農を含む）は兼業農家総戸数の八・五%である。この調査も神奈川県の平坦村の結果であるから、数量的関係をそのまま一般化することはできない。

第7表 兼業農家移動の事例

(イ) 兼業化の時期分布

年 次	男	女	計
昭 和 20 年 前	18%	-%	18%
21 ～ 25 年	33	10	43
26 ～ 30 年	22	17	39
計	73	27	100

(ロ) 第1種と第2種との関係（昭和20～30年の移動）

項目 層 階	各年の戸数百分比		各 層 増 減 率	第1種よ り移 動した戸 数 %	兼業農家 が脱農 した %
	20年	30年			
第2種	67	57	(+) 10%		
第2種	33	43	(+) 15%	12.5%	8.5%
計	100	100			

けれども、兼業農家から専業農家へ、第一種兼業から第一種兼業へという移行現象は、少くとも最近は、極く少いのではないか。その逆の移行、すなわち、専業農家→第一種兼業農家→第二種兼業農家→非農家（離農）といふ一連の移動として現象する場合がかなり多くなつてきてはいるのではないか。勿論、この移動に要する時間は長短様々であろう。また移動量も地域によつて区々であろう。何にせよ、兼業農家の源泉は専業農家であり、創出された兼業農家は非農家へ離農していくボテンシャルをかなりもつてはいるのではないかといえよう。若しそうであれば、兼業化現象は一つの非可逆的現象であるということ、また兼業化の進行は農家戸数減少の一要因になるということ、が認められよう。県単位での観察の結果、最近の兼業化速度の早い県は第二種兼業増加率が高く、且つ農家戸数が総じて漸減しているといふ統計面にあらわれている事実が、そうした見透しを裏付ける。そして、このような段階的移動は必ずしも農家経済の貧困化或は農家所得の低下を伴うとはいえない。専業農家と兼業農家とを区別して全国的規模の資料で比較できないが、専業的農家層と兼業的農家層との農家所得を比較したものを見示すれば第8表(1)の通りである。また農外兼業所得水準の比較的高い神奈川県下の大都市周辺村の事例を示すと第8表(2)のようになつてゐる。何れも兼業化の進んだ第一種兼業農家層の農家所得規模の方が大きい。しかし、僻村や特殊条件のところでは農業所得も兼業所得もその水準の低いところでは、兼業化から非農家への移行が貧困化を伴つて生じるところもある。けれども、最近の一般的傾向はむしろ前者のケースが多いのではないか。

三 第二種兼業化並びに非農家化という現象は、結局「純兼業者」から「農外専業者」すなわち脱農化乃至は非農民化という兼業者自身の変質、及び農家家族労働力の一部がはじめから自営農業に従事せずに農外兼業に専業的に就労する、という現象を土台にしてあらわれる。恒常的職員勤務或は賃労働兼業者の増加と第一種兼業農家の増

加の現象が農外専業的兼業者の増加を伴つてゐるといつてよからう。このようないに農家家族内に脱農民的就業者の増えていくことは、兼業所得の意味を次第に「家」の所得としての性格から「個人」の所得へと変えていく働きをもつであります。このことが、やがて農家の所得一般に対する観念、各種の所得の比較

第8表 (イ) 専・兼業的農家の比較
(農家経済調査による)

農業所得規模別		兼業化程度		農業生産性		就業者	経営
階層別	調査戸数比	所得	労働	労働(時間)	土地(反)	1人当農家所得	耕地面積
A	万円 ~ 10	28	% 73	% 61	円 22	百円 110	千円 87
	10 ~ 15	16	47	35	28	140	8.9
B	15 ~ 20	14	33	31	32	114	79
	20 ~ 25	12	26	29	36	167	88
C	25 ~ 30	9	19	28	41	183	93
	30 ~ 40	15	14	27	46	200	104
平均		100	33	36	38	172	94
							11.7

昭和28年農家経済調査結果を農業所得規模別に再集計した結果(過剰就業研究会刊『農林省農家経済調査』新集計報告)より計出。調査集計戸数5,633戸。全国平均

Aは第2種兼業的、Bは第1種兼業的。Cは專業的農家階層を示すものとする。

第8表 (ロ) 専・兼業の農家所得比較

階層	農業所得		兼業所得比率	兼業所得	
	1戸当	1人当		1戸当	1人当
專業層 A	千円 220,	千円 36,3	% 一	千円 一	千円 一
第1種兼業層	A	99,	17,3	33	48,7
	B	253,	33,5	28	85,2
第2種兼業層	A	83,	12,0	76	287,3
	B	216,	22,3	61	339,0
					152,2
					202,0

A : 10反以下耕作層。 B : 10反以上耕作層。

基準、家族員の消費生活態度やその内容の変質を促すであろう。それは農家の所得経済観念の近代化乃至は合理化に役立つといつてよい。この事例は第6表にもあらわれているが、他の調査事例にも報告されている。「個人」的所得の観念の確立は単に自営農業と兼業との所得関係が合理的に比較されるだけでなく、両者の作業強度、就労時間の規則性或は個人的消費生活時間の長短といった点を重視する考え方を植えつける。そして、多少所得は少くとも規則的就業のできるような兼業を選好する傾向を生む。これは農家・農民の側における兼業化を促進する条件の変化の一つであるが、同時に兼業農家の農業に対する就労の仕方についても、それを合理的に考えるようになる条件にもなつてゐるといつてよからう。いわゆる、職工農家或は日曜百姓農家の農業が個別農業経営的にみた場合に專業農家の經營より合理的側面をもつてゐることが少くない。

四 農家が兼業化すれば、多くの場合家族労働の自営農業への投用の面で補充・交替現象がおきるであろうと予想される。この場合、一般にはいわゆる農業就業構成の劣弱化があきてその農家の農業生産は停滞乃至は低下すると考えられている。⁽¹⁾ 農家経済の所得活動の目的は「農家所得の持続的向上」にあると考えられるから、所得水準が相対的に高い兼業へ移つた場合は、その兼業活動自体の合理化に何等かの効果をもたらさない限り、農家は自主的に自営農業面の合理化には着手しないであろう。農業労働力の劣弱化と經營合理化意欲の一般的な消極化との二面から、兼業化は農業生産面については「負の作用」をもつといつてよからう。それを実証する二つの調査結果を第9表に示しておこう。

第9表(イ)(ロ)とともに共通した事実として

(1) 農家所得の規模も所得水準も、兼業農家の方が專業農家よりも概して大きい。

第9表 (I) 専業的農家と兼業的農家の比較

類型	階層	$\frac{L}{V}$	$\frac{L}{A}$	集約度	労働集約度	反当農業収入	労働當農業収入	農業収入の比較	
								(I)	(II)
専業的農家	A	2.6	4.4	26.152	523	円 8,685	円 37	円 33.4	% 129 11
	B	2.8	5.2	16.373	397	8,508	45	31.4	141 22
兼業的農家	C	2.7	3.1	23.758	457	6,102	31	48.8	84 72
	D	2.0	3.2	16.534	448	6,545	29	40.5	78 73

農林省『農業経営調査報告』(昭和25年)の資料から、水田作經營70戸につき計算。階層別のA=農家収入中の農外収入の比率10%以下の農家、B=10~30%，C=30~50%，D=50%以上の農家。L=耕地面積、A=家族労働力、V=家族員数。労働當収入は直接的農業労働1時間当たり収入、農業収入の比重(I)は家計支出/農業収入×100。(II)は家計支出>農業収入の農家の占める百分比。本表は本誌第8巻第3号の拙稿第6表を転載した。

(II) 専兼業別、耕作規模別農家所得比較

項目	階層	専業農家			兼業農家		
		(A) ~5反	(C) 10~15反	(D) 15~	(A) ~5反	(B) 5~10反	(C) 10~15反
(I)	1) 平均耕地面積	2.5反	12.6	19.4	2.3	5.1	13.5
	2) 耕地利用度	155%	178	168	153	156	159
	3) 農業専從者	20人	26	25	—	2.1	3.2
	4) 兼業者	—	—	—	1.2人	0.7	1.0
	5) 農外専業者	—	—	—	1.0人	2.5	0.8
	6) 生産単位	2.9	3.6	4.8	3.4	5.7	5.8
(II)	7) 兼業所得比	0	0	0	19%	25	40
	8) 農家所得指數	100	618	747	425	940	1,320
	9) 農業 "	100	618	747	95	283	580
	10) 兼業 "	—	—	—	100	171	150
(III)	11) 家族当農家所得	100	580	568	480	570	730
	12) 反当農業所得	100	115	119	93	107	98
	13) 労働當農業所得	100	310	430	110	198	240
	14) 労働當兼業所得	—	—	—	100	132	178

神奈川県の調査結果より、(6)~(9)は5反未満専業農家1戸当額を100とした各階層平均戸当の指數。

(2) しかし反対にその農業所得規模と所得水準は兼業農家の方が低い。兼業農家の農業生産は総じて相対的に粗放に行われている。

(3) 以上の差異は同等の耕作規模階層の専・兼業農家の間で一層顕著にあらわれている。

(4) 耕作規模の差、兼業化段階の差によつて農業生産性にも差がみられる。表の示す結果は静態的な比較結果であつて、ある農家が兼業化した場合、その農家の農業生産の動向を示したものでないため、不十分な例証であるが、この事実から、小規模の農家が兼業化してそれが進展すれば原則として農業生産の粗放化乃至は生産の低下がかなり顕著にあらわれること。しかし、大きい規模の農家の場合には必ずしもそのような変化があらわれないこともあり、あらわれたとしても極く緩やかではないかといえよう。

要するに、「兼業化の進行」は農家経済に対しても一般的に次のような正負両様の影響を与える。

(1) 農家所得の向上をもたらす。

(2) 農家の所得観念の合理化をもたらす。

(3) 農業生産の粗放化・農業生産の相対的低下をもたらす可能性がある。

(4) ただし、耕作規模の大きいとき、第一種兼業段階に止つているとき、所得増大目的の兼業化の場合、等では兼業化は必ずしもその農家の農業生産に対して「負の作用」を与えない。けれども小規模、第二種兼業、家計充足的兼業化の場合は農業生産面の軽視、したがつて生産の停滞がみられる。

註(1) 兼業化が果して理論的見透しのように、現実において農業労働の劣弱化をもたらしたかを実証することは資料的に困難である。資料の性質上、この点の実証には不十分であるが、農家経済調査農家の労働就業時間の資料から、昭和二七年と

三一年との両年の、(1)農業労働時間と兼業就業時間、(2)二〇～五九才の者の就業時間とを男女別に計出して、成年労働時間の比重を二七年と三一年とで比較すると、下表のように農業労働の方が成年労働により多く依存し、兼業労働の方が逆に成年労働の依存度が減少している。したがつてこれでは最近の農業労働の劣弱化は実証されないことになる。

四、兼業化と農業

一 兼業化現象を公経済的立場すなわち産業としての農業との関連において問題を捉えていこうとするならば、どのような問題があらうか。兼業化が何故おこるかといふ、農家兼業化の進展の社会・経済的要因を明らかにすること、そして農村において多数の農家群がどのような過程を経て兼業化していくかという実態を明らかにすること、この二点は問題展開の出発点として重要な課題であろう。更に、兼業化の進むことが国民経済全般にまた農村社会にどのような影響を与えるか、という問題も軽視できない。けれども、ここではそれ等の諸問題の検討を他日に譲るとして、農林白書が提起している問題に直接関連する一、二、三の点について若干の検討を払うに止める。

第一は、兼業化の進行は農業就業人口並びに実質的な農業投下労働の量と質とにどのような影響を与えているか。それが農業生産にどう作用しているか。

第二は、兼業化の全面的且つ急速な進展が農業生産における他の生産要因に対してもどのような作用を与えるか、またそのことが農業生産にどう響くであらうか。

第三は、若し兼業化の進行が直接・間接に農業生産の発展に「負の作用」を与えるものとするならば、それに対

		農家労働時間中成年労働力(20～59才)の労働時間(%)		
労働	年次	男	女	計
農労	27	78	84	81
業労	31	81	84	83
兼労	27	83	78	82
業労	31	74	89	78

応してどのような考え方をすべきであるか。

以上の三点が本節の課題である。

二 兼業化は農業就業人口を減少させるか

極く一般的にいえば、前にも述べたように兼業化現象は農業就業人口からの労働力の他への転用現象であるから、原則としてそれまでの農業就業人口の減少を伴う筈である。しかしその減少が農業生産を著しく阻害する程度となれば、必ず減少労働力を補充する現象がおきよう。その補充が量的には減少量以上にされて、結果として農業就業人口が多くなる場合もおこりうる。とくに補充労働力の質が低下する場合にはそれを量で代替しようという現象があこることもあり得よう。この点について最近の事実はどうであろうか。

前述の通り、昭和二十五年から三十年の間に兼業者は約一二〇万人増えた。この増加した兼業労働力の全部がこれまで農業に就業していたわけではないが、若し仮りにその大半が就業していたものとすれば、五カ年間に農業就業人口（一、六八五万人—昭和二十五年）の七・二%が減少したことになる。農業就業人口の動態をみると、昭和二十五—二七年の間に七五万人が減り、二八年にやや増加したが、結局二五—二八年の間で四五万人減つたことになる。一方においてこの期間に兼業者が七五万人増えている。勿論、農業就業人口の減少は決して兼業者の増加だけを原因としているものではないが、第10表の数値の動きを、兼業化の進展で農業就業人口が一時減少し、それを他の労働

第10表 最近の農家人口推移

項目 年次	農家 人口	農業就業人口	兼業人口
昭和 25 年	3,781	1,659	480
28 年	3,790	1,615	555
30 年	3,763	1,630	600

農家人口は農林統計、農業就業人口は農林省企画室調。

力で補充してきたことを物語つている、と読むこともできよう。そして五カ年間の動きの結果農業就業人口は僅か乍ら（約三〇万人）減少した。就業人口の減少は、現在の日本の場合は農業生産にとつては「正の作用」をもつ条件の形成といえよう。

三 兼業化は農業生産性の向上を阻止するか

農林白書は、農家が兼業化する場合、家族労働力の中の男子成年労働力が兼業に従事し、それを補充する労働力は劣質且劣弱な婦女子または老令労働力であろうから労働の質が低下して農業生産の向上を阻害する結果になろうと結論している。これが最近における農業就業構造の劣弱化という現象である。⁽¹⁾ 白書は、「兼業化の進行→農業労働力の質的低下→農業生産性向上的停止」という一連の因果関係を想定している。たしかに、統計的資料の面でも、「兼業化の進展→農業就業人口の減少」という事実は認められ、その減少が質の悪い労働力で代替的に補充されたであろうと考えられる（前章（註）¹ 参照）。けれども僅かな良質労働力の減少とその代替的補充という農業労働面の変化が生じたとしても、それがただちに農業生産の発展を具体的に阻止することはいえまい。抽象的にはたしかに「負に作用する」可能性をもつた変化であるが、現実にそうなつたかは疑わしい。周知のように、日本農業は元来が労働力の相対的過剰に悩んでいた。毎年恒常化している季節的半失業状態にあるいわゆる過剰労働力が却つて農業生産の正常なる発展を阻止してきたといえる。いわゆる農繁期に極く短い期間だけ農家階層によりまた農業地域により「農業労働力の不足」をきたすが、それは個別農家の規模における不足で、他産業部門よりもそのために多数の労働力を雇用するという産業的規模の労働力不足現象ではない。したがつて、僅かな農業人口の減少は決して産業としての農業生産に対し制限要素的作用をしていないといつてよからう。補充労働の質的劣悪化もそれほど大きく作

用してはいないのではないか。統計資料的表現で捉えられる、いわゆる最近の就業構成の劣弱化は、現象としてたしかに存在はしていようが（へ註（1）参照）、それが却つて新しい農業技術の導入や農業資本形成の促進をもたらす契機となつたのではない。

こうした疑問は、兼業者が約二二〇万人増えた時期の農業生産関係諸指標の動きをみたとき、当然生じてこよう。第11表は昭和二二五年と三〇年の間の動向である。これを概観すると、

(1) 農家戸数と人口はたいして

増減なく、僅かに減少の大勢にある。就業人口はある程度の増減が

第11表 最近数年間の農業と所得の動向

（昭和25～27年平均=100とした指數）

年次（昭和）\指標（指數）	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1) 農家戸数	101	99	100	100	99	98
2) 農家人口	100	100	101	101	96	96
3) 農業就業者人口	104	97	98	101	102	102
4) 農業労働時間	—	104	96	94	91	91
5) 作付延面積	99	100	101	101	102	103
6) 土地利用度	102	103	96	96	97	98
7) 農業生産	95	98	108	94	103	125
8) 反当生産	95	97	107	93	101	120
9) 労働生産	91	97	108	92	100	121
10) 実質生産所得	90	103	107	97	97	120
11) 農業所得率	102	100	95	90	89	92
12) 作付反当所得	89	103	106	96	95	116
13) 1戸当所得	89	104	107	96	98	99
14) 実質農業所得	92	100	107	108	105	114
15) 賃労働	89	97	116	132	131	127
16) 消費水準	89	99	111	116	117	119

『農林統計』、『農家経済調査』、その他企画室、統計調査部等の資料より計出。26年と27年との土地利用度指標のギャップは計出の基礎となつた耕地面積が26年=5,091千町から、28年=5,446千町と変化したためである。

あるが、五カ年間の開きは僅か乍ら減少している。

- (2) それに対して、農業生産は綜合生産指数、反当(作付面積當)生産指數、労働當(就業人口當)生産指數、何れも凶作年(昭和二八年)をのぞけば一方的に増加の傾向をたどつてゐる。

(3) しかし、実質生産所得は所得率低下という条件が働いて必ずしも生産の伸びと合致して動いていない。

(この点は兼業化促進の一要因ともみられる。)

- (4) ところが、農家所得、賃労働所得は年々上昇し、農家消費水準も着実に向上してゐる。

第11表の数値が語る限りでは、兼業化の進行した同じときに農業の生産は伸びまた農家所得は向上してきている。尤も兼業化の農業生産へのマクロ的諸影響は若干の時間的ずれを伴つて発生するのであつて第11表はそれを示していない、という理解の仕方もある。また、兼業化は「負の作用」をもつてゐるが、それが相殺されるような別の条件が作用または形成されて、現実には農業生産が伸びたのだともいえよう。しかし、前者について五カ年間の期間を観察すればそれほど問題ではなかろう。また後者の見解については、この期間の農業生産を向上せしめた諸条件の形成は、兼業化の進行によつて却つて促進されたと考えられるものが少くないようだ。すなわち、兼業化でもたらされた第一次的変化即ち就業構成の劣弱化は各農作業の能率向上の必要性を個々の農家に感じさせ、かつまた兼業所得による農家所得の向上は農業新投資を誘い、結果として新しい農業技術の普及促進、家畜導入、機械化、土地改良等々、農業合理化を促す働きをしたとも考えられよう。就中、最近における恒常的兼業就業者の増加は、一時的兼業就業者の場合とちがつて、農業稼働労力不足という条件を与件化したことになり、それに対する代替処置が却つて、兼業農家層からの機械化導入とか、兼業所得の経営費への投入といった各地の調査事例で示されてい

る事実がこのことを裏書していよう。

かくして、この観察された五カ年の間に農業労働時間＝実質的な農業就業量は着実に減少してきている。これは農業生産性の向上を物語るものである。そして、農業就業時間の短縮は一層兼業化を容易にする条件となり、それが更に農家所得の上昇のための一助となつてゐるのではないか。

そこで「兼業化の進行」は、産業としての農業の立場からも、(1)微弱乍ら農家戸数と農業就業人口を減少せしめ、(2)農家遊休労働の生産労働化を促し、その欠点を補う技術的進歩をひきおこす、(3)農家所得を増大せしめる等の現象を通じて農業生産性をたかめるための条件形成の端緒ともなつてゐる、と考えられないか。

四 兼業化は農業生産要因にどう影響するか

兼業化が農業労働の就業構造を変えるであろうと考えてきただが、他の生産要因、例えば土地要因及び土地利用に對してどう作用するであろうか。

(1) 兼業農家増加の側面。兼業農家戸数の増加として捉えた兼業化現象は、大別して二様のかたちで土地要因に作用しよう。兼業化現象が第一種兼業農家の段階を経て更に非農家化する段階に入る場合、農地の非農地化現象を伴うことが屢々おこる。とくに都市・工場地域に隣接する地方の場合、顕著になりつつある。これは農地面積そのものの絶対的減少であるから農業生産に対しても「負の作用」をする有力な条件形成である。しかし、反対に兼業化が他の専業農家の經營地の拡大化を伴うことも少くない。とくに高度な商品生産を集中的に行つてゐるところ、比較的の都市から離れたところなどでは、兼業化の程度が進むと兼業農家の經營地縮小が専業農家の經營地拡張と併行することがある。

(2) 兼業者の増加の側面。兼業者数の増加としてあらわれる兼業化現象は、結局は農地の縮小、非農地化をもたらすことがあるが、一般的にはまず土地利用の粗放化として現象化する。第11表にもみられるように、最近土地利用度は僅か乍ら粗放化の方向に向つてゐる。この原因は兼業者の増加だけではないが、少くともその一要因であるといえよう。兼業者増加による農業労働力の量的減少と質的低下を技術や資本で代替して生産性の維持を計る努力は比較的容易になされるが、兼業化して尙且つ積極的に土地利用集約化を計るという場合は極めて稀れであろう。日本農業の現状からして、土地のより集約的な利用が行われる主たる要因は現金所得絶対額の追求ということにある。兼業化もこれと全く同じ理由で現象する。したがつて一方が有利とみなされて選択されれば、他方は放棄されるのが通常であろう。兼業農家より専業農家の方が土地利用集約度がたかい事実は、いくつかの調査事例が実証している。(第9表(2)欄参照)。

以上のように、兼業化の進行は概して土地要因の縮小、土地利用の粗放化を伴うといえよう。その程度はまだそれほど顕著ではなく、土地の縮小、利用の粗放化による生産のマイナスを反収の上昇でカバーしているため、この条件の「負の作用」が農業全般の生産に具体的にあらわれていないが、この条件は生産に対しても「正に作用」する場合は殆どない。この意味で、兼業化は労働要因を介してといよりも、土地要因を介して農業生産の進展を阻害する働きをもつのではないか。今後はこの問題の方が注目されよう。

五 兼業対策の基調

「兼業化の進行」が労働と土地との二要因に対してもどう作用するか、それが農業全般にどう影響するかという点を概説してきた。結局、兼業化進展の農業に対する作用の仕方は、その土地の農業形態の如何と非農業部門の雇用

条件との如何で相当ちがつてくると考えるべきであろう。仮りに後者の条件を一定としても、前者の在り方如何で、兼業化は農業生産に対して正・負両面の作用を与える。また農業形態が違うと、兼業農家の農村社会の農民階層的役割或は經濟主体的行動類型も大いに異なるであろう。⁽²⁾

ここにいう、農業形態のちがいとは、(一)農業生産の安定・不安定性、(二)作目編成の固定性・可変性、(三)集約化限度の巾の大小、(四)商品生産農業の進展度合等の指標で示される性質であるが、ここではその個々について詳述は省略したい。端的にこれ等を要約するならば、兼業化現象がその土地の農業を攪乱する程度如何で、そこの農業生産に及ぼす作用がちがうであろう、ということである。

兼業化が進展しても、その土地の農業をあまり攪乱せず（或は攪乱を受けないような農業の場合）その諸影響が徐々にあらわるべきは、兼業化現象に対する対策を必要としないであろう。少くとも兼業化を阻止する努力は不要である。むしろ合理的にそれを促進させる処置がとられることが望ましい。反対に兼業化がその土地の農業を攪乱する場合には、その攪乱の仕方によつて農業を安定させるための施策を積極的に講じなければならない。しかし、この場合とて兼業化を阻止して農業の安定化を計らうという考え方は妥当ではない。というのは前にみてきたように、兼業化は農家の私経済的立場からすれば原則として合理的現象だから、これを阻止するのは個別農家の所得向上を阻害する結果になる。したがつて兼業農家化現象はそのままにしておき、兼業化に伴う攪乱で生ずる農業全般の生産の停滞乃至は低下を阻止する条件の形成に対して施策を考え、遂行すべきであろう。

みてきたように、最近の「兼業化の進行」はまだそれほど日本農業を攪乱していない。その諸影響は徐々に且つ断片的に、また点在的に各方面に露呈してきているにすぎない段階にある。しかし、現状の勢いで兼業化が進めば

その影響はもつと表面化するかも知れない。それが農業生産に「正・負」何れに作用するか、再々述べたように一概にいえない。「負に作用」するという場合もある。それに對して当然効果的対策が必要となるう。

今までの日本の農業政策はその根本思想において中堅自作農の維持・創設ということを中心としてきていた。

これはおそらく中・大耕作規模の「專業農家」を指している。この思想が背後にあるので、今日といえども「兼業農家」は軽視され、專業農家を対象とした農政がとられ、「兼業農家」の解消を觀念的に願つてきていったといえな。しかるに、日本の兼業農家の歴史は古い⁽³⁾。その性格は時代とともに変化してきたが、資本主義経済体制を前提とした、日本経済の構造と日本農業の環境とが必然的に再生産してきたものが「兼業農家」である。言葉を代えれば、日本の経済の論理の產物である。したがつて、その存在乃至は増加を直接人為的に阻止しようとする努力は経済の論理に反向うことにもなるう。それよりも、私經濟的に合理的意味を現に持つてゐる兼業農家であるとすれば、兼業化を合理的に促進する条件の形成に努むべきではないか。そして、他方兼業農家の農業生産を前提とした農業の合理化を実現できる諸施策を積極的に遂行していく、という行き方をすべきであらう。

農林白書のこの問題に対する理解の根本思想は、「(1)まず專業農家を是とし、兼業農家を非とする思想の前提があつて、(2)故に、兼業農家の増加を憂慮しなければならない。(3)ところが、兼業農家がかくも多数存在し、それが益々増加するのは日本の農業の生産性の低さにある。だからこれを高める必要がある」という認識と論理とから成つているようと思える。たしかに、「兼業化の進行」の根本的要因は「農業生産性の低さ」であろう。しかし、これは農業の一般的性格であり、また我々の努力にとつては農業生産性の向上は至上命令的課題であろう。決して兼業農家解消の手段に限定されるものではない。

現実には、農家の六五%以上が兼業化している。しかも兼業所得によつて農家経済は多少とも向上し、兼業化は農業生産単位数（農家戸数）と農業就業人口を少しでも減らすことに役立つてゐる。そうだとすれば兼業農家を否定しようという考え方は必ずしも妥当とはいえない。むしろ、兼業農家の存在と増加を肯定し、その農業生産を発展させる諸問題としてとりあげるべきではなかろうか。

以上のような意味から、従来の農業政策の基調に対してもその根本において尙検討すべき問題が残されていると思う。

- 註(1) 白書は、「農家の戸数六〇四万戸に対し、經營の指図だけをする人が一二万人をかぞえ、過去五カ年間に三六万人もの増加をしめしている。」これが農業就業構成の悪化を示す一面であるとし、更に「兼業の進行、とくに世帯主の兼業は、單に農業就業者の構成を悪化させるばかりでなく、農業における資源利用の低下や技術進歩の停滞を招くことが多く、農業經營を一層低能率な状態におとしいれる恐れがある」と述べてゐる。『農林白書』二八・二九貞参照。
- (2) 兼業化と農業形態との関連については、拙稿「農家兼業の機能」(『本誌』第九卷第一号) 参照。
- (3) 日本の農家が、本業とする耕種農業だけでなく、いわゆる「副業」(封建制末期には「余業」といつてゐた) というかたちで種々の生産業や被傭労働に從事していいたのはかなり以前からであつて、今日のいわゆる「兼業」(自営農業生産外の) は日本の資本主義経済発展過程における小規模生産・低所得農業の不可避的現象であると考えられる。